

社会福祉法人グッド・サマリタン 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人グッド・サマリタン(以下「当法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員(常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所として常時勤務する者をいう。)については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算出方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定第23条の規定に準じる額

(非常勤役員等の報酬等の算出方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
 - (2) 非常勤役員等が職務のために出張をした時は、旅費(交通費、宿泊料)の実費を支給する。
- 2 理事会及び評議員会等の会議に出席した場合の交通費については、実費相当額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(支給の方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が土曜日及び休日に当たる時は、前営業日に支払うものとする。

- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期満了、辞職又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等の支払いは、現金支給又は銀行振込とする。
- 4 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任したのものには、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成26年5月1日より適用する

この規定改正は、平成29年4月1日より適用する

この規定改正は、令和3年1月1日より適用する

別表1 常勤役員の報酬（第3条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額 35万円
理事	月額 30万円

別表2 常勤役員の賞与（第3条関係）

7月の賞与	報酬月額×1.5ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×1.5ヶ月分

別表3 常勤役員の退職金算定式（第3条関係）

最終報酬月額×在任年数

※上記在任年数は1カ年単位とし端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

別表4 非常勤役員の報酬（第4条関係）

(1) 理事

職務	日額
法人及び施設業務のための出勤 (理事会等への出席を除く)	15,000円

(2) 監事

職務	日額
監事監査等への出席	15,000円
理事会、評議員会等への出席	15,000円
法人及び施設業務のための出勤	15,000円

役員報酬支給基準根拠

社会福祉法人グッド・サマリタン

評議員及び役員の報酬等については、「定款」、「役員報酬規程」において規定しているところであるが、その基準となる考え方を明確にしておく必要があることから、下記のように整理するものである。

報酬についての基本的な水準について

法人及び施設の運営を行う役員には、社会福祉事業を経営する幅広い見識や当法人の運営する高齢者介護事業、障がい福祉サービス事業、サービス付き高齢者向け住宅に対する高いマネジメント能力が求められている。また職員に対する総括管理業務など、これらの職務・職責への対価として相応しい報酬額とすべきと考える。

役員報酬については、内閣府令で定められる民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該法人の経理状況、その他の事情を考慮して不当に高額なものにならないこととすることから、国税庁実施の民間給与実態統計調査における役員平均年収額を参考とする。（平成30年度全国平均（全体456万人）年額6,869,000円（月額572,000円））

また報酬は、当法人の管理者等管理的業務を担う職員の平均給料を参考としている。（令和元年度実績月額255,000円）

以上